ビラ作成証明書

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

令和7年　　月　　日

令和7年4月20日執行　丸亀市長選挙

候補者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ビラ作成業者（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名） | 住所 |  |
| 氏名 |  |
| 作成枚数 | 枚　 |
| 作成金額 | 円　 |
| 備考 |  |

備考

1　この証明書は、作成の実績に基づいてビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。

2　ビラ作成業者が丸亀市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

3　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、丸亀市に支払を請求することはできません。

4　1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1)枚数

16,000枚

(2)限度額

7円73銭(単価)×確認された作成枚数＝限度額